

## 【自転車の交通事故防止】

～ 交通事故に占める自転車事故は増加 ～  
自転車利用者はヘルメットの着用に努めてください。

- 昨年の交通事故1960件のうち、自転車の交通事故は424件で全体の21.6%、交通事故に占める割合が増加しています。
- 自転車の事故類型の割合
  - ・ 出会頭63.7% ・ 右左折時21.2% ・ その他15.1%
- 自転車の交通事故のうち、自転車運転者の交通違反88.9%  
**自転車も交通ルールを守り交通事故防止を！**

～ 自転車の交通ルール違反は罰則の対象になります。～

- ◇ 一時停止違反 【3月以下の懲役又は5万円以下の罰金】
  - ・ 「一時停止」の標識がある交差点では一時停止しなければなりません。
- ◇ 信号無視 【3月以下の懲役又は5万円以下の罰金】
  - ・ 信号機や警察官の手信号に従わなければなりません。
- ◇ 携帯電話使用等 【5万円以下の罰金】
  - ・ 運転中は、携帯電話やスマホを使用してはいけません。
- ◇ 右側通行 【3月以下の懲役又は5万円以下の罰金】
  - ・ 自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。
- ◇ 踏切通過違反 【3月以下の懲役又は5万円以下の罰金】
  - ・ 遮断機が閉じているときや警報器が鳴っているときは進入してはいけません。
- ◇ 路側帯通行義務違反 【2万円以下の罰金又は料料】
  - ・ 路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

～ 危険行為を繰り返す自転車運転者は「自転車運転者講習」の対象に ～

### 自転車運転者講習の対象

- ・ 交通切符(赤切符)を交付された場合など(15種類の危険行為)
- ・ 過去3年間以内に2回以上違反した人
- ・ 14歳以上が対象
- ・ 都道府県公安委員会から受講命令
- ・ 講習時間は3時間、手数料6千円
- ・ 受講命令に違反すると5万円以下の罰金